

第74回日本弁護士連合会市民会議議事録

日 時：2022年（令和4年）12月19日（月）午後3時～午後4時35分

場 所：弁護士会館17階1701AB会議室

出席者：（委員）

議 長 北川 正恭（早稲田大学名誉教授）

副議長 村木 厚子（元厚生労働事務次官）

委 員 湯浅 誠（東京大学先端科学技術研究センター特任教授）（Z o o m
出席）

井田 香奈子（朝日新聞論説委員）

吉柳 さおり（株式会社プラチナム代表取締役、株式会社ベクトル取締
役員副社長）

河野 康子（一般財団法人日本消費者協会理事、NPO法人消費者スマ
イル基金事務局長）（Z o o m出席）

太田 昌克（共同通信編集委員、早稲田大学客員教授、長崎大学客員教
授）

浜野 京（信州大学理事（ダイバーシティ推進担当）、元日本貿易振
興機構（JETRO）理事）（Z o o m出席）

船渡 忠男（東北福祉大学健康科学部学部長）（Z o o m出席）

（日弁連）

会 長 小林 元治

副会長 芳野 直子、矢倉 昌子、多川 一成（Z o o m出席）、秀嶋 ゆかり
（Z o o m出席）

事務総長 谷 真人

事務次長 石井 邦尚、服部 千鶴、杉村 亜紀子、亀井 真紀、菊池 秀、
下園 剛由

広報室室長 白石 裕美子

広報室嘱託 李 桂香

（説明者）

鴨志田 祐美（再審法改正実現本部本部長代行／京都）

1. 開会

（服部事務次長）

それでは、定刻になりましたので第74回日弁連市民会議を始めさせていただきます。司
会を務めます事務次長の服部です。本日もよろしく願いいたします。

事前にご案内のとおり、今回の市民会議も議長とご相談の上、感染予防対策のための特例

として、Z o o mでの出席を可能とする取扱いを継続しております。

今回は、前回に引き続いて法律扶助の改善提案についてご検討いただく予定でしたが、委員の皆様にお示しする提言案の取りまとめに時間を要しており、本日の会議までにお示しすることができませんでした。そのため、議長・副議長とご相談させていただき、本日は別テーマを議題に上げさせていただいております。何卒ご容赦くださいませ。

本日の議題は、1「再審法改正に向けた取組について」、2「靈感商法等の被害の救済・防止に関する取組について」です。

次に、本日の配布資料の確認をさせていただきます。1枚ものの次第の他、当日机上配布資料を組ませていただいております。資料番号が74-1-1から74-2-8までありまして、74-1-1から1-3までが再審法改正の関係の資料です。74-2-1から2-8までが靈感商法等の被害の救済・防止に関する取組に関する資料です。もし落丁等がありましたら、ご指摘いただければと存じます。

2. 小林元治日弁連会長挨拶

(服部事務次長)

それでは、はじめに日弁連会長の小林元治から一言ご挨拶を申し上げます。会長よろしくお願いたします。

(小林会長)

市民会議の先生方におかれましては、年末のお忙しい中、こうしてお集まりをいただき、またZ o o mでもご参加をいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。今年は、いよいよ暮れますけれども、2月24日のロシアによるウクライナへの軍事侵攻により、戦後の国連を中心とする平和のありようが、今、本当に問われているという状況にあります。その中で、日本の立ち位置も台湾有事、あるいは、先週の敵基地攻撃能力・反撃能力の保有を認める防衛三文書の改定を含めた戦後の安全保障に関する大きな時代の変わり目にあるなという気がしているところです。

これにつきましては日弁連もだいたい議論いたしまして、敵基地攻撃能力・反撃能力の問題につきましては、意見書をまとめて、近々に発表する予定です。会内でも様々な議論がありました。やはり難しいところもありますけれども、私どもとしましては、集団的自衛権の持つ解釈改憲のような形での現状を踏まえて、今、日本の抑止力を高めることが、本当に反撃能力というような形でのいわゆる専守防衛の日本のありようを変えてしまう可能性もないわけでない。軍拡競争になって、日本だけではありませんけれども、最終的に日本が、集団的自衛権の行使は新三要件の下で、日本以外の密接な関係にある国に対する攻撃に対しては、それは自国へのものとみて、これに反撃できると、こういうものがある中で、反撃能力・敵基地攻撃能力を持つということが、どういう意味を持つのか。そういった点も含めて考えていかなければいけません。

今、政府は、5年間で43兆という大変大きな数字、GDPの2%というような数字、そ

ういったことも踏まえてこの議論をしております。そういうことで、法律家の団体としての日弁連の意見を何とか苦労しながらまとめさせていただきました。

もう一つは、7月8日に、参議院選挙の応援演説中の安倍元総理が銃弾に倒れると、これは痛ましい事件でした。それを契機とする旧統一教会問題、これが社会問題として耳目を集めました。9月5日から政府に集中的な相談窓口も作られました。日弁連もこれに合わせて、無料の統一ダイヤルを設けて、全国で相談を受けております。政府の相談窓口からくるもの、法テラス経由でくる相談もあります。相談件数は1,000件を超えていて、日弁連に来る相談は、大変深刻な案件と法律問題がとても多いです。

これにどう対応していくのか。日弁連から要請をいたしまして、統一の弁護団を作ってくださいました。そういうことで、今後、法テラス・日弁連、そして弁護団と一緒に現在ある被害にどう向き合っていくのか。これはとても大事な課題です。救済法案もできましたけれども、過去の被害に向き合うものではないのですね。これからの被害には役に立つ、私はそう思いますけれども、過去の被害をどう救っていくかという課題には、必ずしも十分応えられていないわけでありまして、やはり今後旧統一教会と集団交渉、あるいは集団的な訴訟ということも想起しながら、弁護団で事案の整理をやっておられると聞いているところです。この問題は今日の議題としても挙げさせていただいておりますけれども、先生方のご意見もいただければありがたいと思います。

もう一つの議題には、再審法の課題も挙げさせていただいております。この再審法の課題は、これは人がやる裁判、ときには間違いもあります。間違いがあって確定をしたが、そしてそのときにそれを是正する、そういう制度が日本の中にはないのですね。だから、そういう是正する再審法の改正をやっていこうということです。証拠が出てこない、あるいは再審決定が大崎事件で3回も出ても、検察官が不服申立てをしてしまう。だから、再審の公判に入れない。実体判断ができないのですね。

例えば大崎事件の原口さんは95歳で、本当に命もどこまで永らえるか分かりません。そういう中でこの問題に日弁連としても早く向き合っ、て、そういった法改正の道筋をつけていければと思っているところです。

この問題に中心となって関わってこられて、再審法改正実現本部の本部長代行になってもらっている鴨志田さんも京都から駆けつけてくれましたので、皆様方にまた熱く語りながら、ご理解を得て、運動も展開していければと思っているところです。

以上、御礼を申し上げながら、ご挨拶させていただきました。今後ともどうぞよろしくお願いたします。ありがとうございました。

(服部事務次長)

小林会長、ありがとうございました。それでは、北川議長、以後の進行をよろしくお願いたします。

(北川議長)

皆さん、こんにちは。委員の皆さんにおかれましては、お忙しい中をご出席いただきまし

てありがとうございました。また、日弁連の皆さんもお忙しい中、ご臨席をいただきありがとうございました。

今、服部事務次長からもお話がありましたとおり、法律扶助の改善の提案につきましては、副議長ともご相談申し上げて、もう少し中身を煮詰めていただいたほうがいいのではないかというような話し合いの中で、少し時間をかけてもう一回論点を整理して、ということで、本日はご提案の件を提出議題とさせていただきますので、ご了承いただければありがたいと思います。

本日は湯浅委員、河野委員、浜野委員、船渡委員は、Z o o mでのご出席です。船渡委員は、16時頃からご出席ということをお聞きいたしておりますが、会議を開会させていただきたいと思います。

3. 議事録署名人の決定

(北川議長)

次に、議事録の署名人につきまして、河野委員と吉柳委員を指名したいと思いますが、よろしいですか。それでは、よろしく願い申し上げます。

4. 議事

(北川議長)

それでは、議題に入ります。お手元に配布されている次第のとおり、進めさせていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

議題(1) 再審法の改正に向けた取組について

(北川議長)

それでは、第1の議題、「再審法の改正に向けた取組について」を検討していきたいと思

います。
まず、日弁連執行部からご説明をよろしく願い申し上げます。ご説明いただく方は、秀嶋副会長、鴨志田再審法改正実現本部本部長代行、秀嶋副会長はZ o o mでのご出席ですが、よろしく願いを申し上げます。

(秀嶋副会長)

日頃から大変お世話になっております。今年度担当の副会長を務めております秀嶋ゆかりと申します。所属は札幌会です。今日も申し訳ありません、札幌からZ o o mでお話をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

冒頭、少し私のほうから、この間の再審法改正に向けた弁護士会の取組を中心にお話をしまして、その後、鴨志田本部長代りのほうから更に内容について、深めてお話をさせていただきます。

資料は先ほど説明をいただいたとおりなのですが、私のほうで使いますのは、主に

74-1-2、3/36から4/36頁にかけてのポンチ絵になります。おそらく皆さんは再審手続については、概括的にご存じだと思われま。先ほど会長からもお話がありましたとおり、再審手続は2段階の手続になっておりまして、確定した裁判に誤りが見つかった場合に裁判のやり直しを行うのですけれども、最初に再審手続、再審請求審という手続がほぼ非公開で行われています。これが非常に長期化するということによって、なかなか冤罪を晴らしたいと求めている当事者の方が、長期にわたって人生を賭けて再審手続を行わざるを得ないという状況にあります。

ポンチ絵の冒頭に「憲法の理念に沿って再審法の早期見直しを司法制度改革から取り残された再審手続」と書かせていただいておりますけれども、ここがやはり本当に再審手続自体が実質的に機能していないことによって、当事者の方の人生を賭けた闘いがなかなか報われず、時間的にも経済的にもいろいろな意味で損なわれているという状況があります。

3頁の下のほうに「制度的構造的課題」と書いていますけれども、大正時代にできた刑事訴訟法の中で、再審手続に関する規定はわずか19条で、ほとんど戦前から変わっておりません。具体的な審理が裁判所の裁量に委ねられており、証拠開示の基準や手続が明確でないために、裁判官によって再審の格差が生じているという現状があります。そのため、私たち日弁連としては、喫緊の課題として2点をメインに据えて、今年度再審法改正実現本部を立ち上げて、更に活動を本格的に進めております。

1点目が、再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化の実現、2点目が、再審開始決定に対する検察官による不服申立の禁止、この2つを掲げて活動をしております。

4頁に、日弁連の主な取組、過去にさかのぼって1959年からの取組が書かれていますけれども、ここに書いていないのですが、今年の6月に日弁連の理事会で、日弁連としての再審法改正実現本部が設置されました。現在にかけて本格的な活動を、日弁連を挙げて進めているところです。

各地の弁護士会で既に勉強会等を実施しています。実は昨日も京都弁護士会で市民集会が行われておりまして、鴨志田さんもそこに参加していたのですが、それ以外にも徳島、その他の地域で既にいろいろな形で市民集会が実施され、あるいは今年度から来年度にかけて企画されています。また、近畿弁護士会連合会では、この11月に新たにこの問題に関する決議を上げています。各地の弁護士会でも今後決議や会長声明等を上げていくこと、それから地方議会での請願等に向けた取組も進めていく予定で動いております。

請願について実は、これまで主に民間の団体等が中心になって動いてくださっていて、地方自治体内の各地の議会において、分かっている範囲で114の議会で見書等が上がっているというふうに伺っています。

ご承知のとおり、刑事手続に関しては、証拠開示のデータ化等も含めた議論が進んでおります。その中で、残念ながら再審の手続に関しては、非常に置き去りにされておりまして、何とか小林執行部の段階で再審法改正に向けた道筋をつけていきたいというのが、私たち執行部としての強い思いで活動しております。概括的には以上になります。

引き続き、鴨志田代行のほうから少しご説明をいたします。よろしく願いいたします。
(鴨志田再審法改正実現本部本部長代行)

皆さんこんにちは。日弁連再審法改正実現本部本部長代行に就任しております京都弁護士会の鴨志田と申します。ご存じの方も多いと思いますが、1年と少し前までは鹿児島県弁護士会に所属しておりまして、大崎事件の再審弁護団の事務局長を20年近くやっています。私はその大崎事件の弁護活動をする中で、個々の弁護団の努力だけでは、もう冤罪被害者を迅速に救うことはできないという思いを強くして、これはやはり法制度のほうに問題があると。だから、個々の事件を超えて法制度のほうを変えていかなければ、この国の刑事司法の中で、無実の人を救う最後のチャンスというふうに位置付けられる再審制度が機能していないということで、この取組に関わるようになって現在に至っております。

概要については、今、秀嶋副会長から説明があったとおりなのですが、私は限られた時間でもありますので、特に強調したいこと、皆さんに分かっていただきたいということを中心にお話をします。

今見ていただいている4/36頁に、この件について日弁連がこれまでどのような取組をしてきたかということが年表になっているのですが、再審法というのは、実は再審法という名前の法律があるわけではありません。現在の刑事訴訟法の第4編というところに「再審」という規定がありまして、ここに19条、507条ある刑事訴訟法の中で再審を定めているのがたった19条しかないということも非常に問題なのですけれども、この条文について、再審法というふうに呼んでいるということをもまずご理解ください。

日弁連がこれについての改正案を最初に出したのは1962年、今から60年前の昭和37年になります。実は私この年の生まれです。その後、日弁連は全部で5回にわたってこの再審法の改正ということを世に問うてきていて、最後に出たのが1991年、平成3年案というものになります。これから既にもう30年以上前ということで、ここから実は再審法の改正に向けた動きというのが、日弁連の中でも停滞をしてしまうのですね。

と申しますのも、死刑4再審というのを皆さん聞いたことがおありだと思いますが、最高裁が白鳥決定という有名な決定を出した後で、言ってみれば再審のハードルが少し下がって、死刑事件で相次いで4事件、免田事件、財田川事件、松山事件、島田事件という事件で4人の死刑囚が再審無罪となって、死刑台から生還したという非常に画期的な出来事がありました。

ただ、その揺り戻しというような形で、その後、また再審のハードルが非常に上がってしまって、個別の事件で再審開始がほとんど出ないというような状況になって、このような困難な状況の中で、日弁連も個々の事件の支援のほうに重点を置かざるを得なくなり、この91年以降、なかなか立法提言というところに至らなかったというのが実情です。

しかし、21世紀に入って、名張事件、布川事件、そして足利事件、東住吉事件、東電OL事件、湖東記念病院事件といった多くの日弁連の支援事件で再審開始が出されるようになりました。松橋事件もそうですね。

しかし、今名前を挙げさせていただいたような著名な再審事件の中で、もちろん再審無罪までたどり着いた事件もあるのですけれども、例えば大崎事件、先度ご紹介があったとおり、3度の開始決定がされながら、そのたびに検察官の不服申立てによって上級審で覆って、現在も事件から43年を経て、まだ第4次再審の請求段階にあるという状況にあります。それから、著名な事件としては袴田事件、これは死刑事件ですけれども、2014年に再審開始決定がされて、静岡地裁で再審開始が決定されたのですけれども、4年以上経って2018年に東京高裁で取り消され、それが2020年の暮れに最高裁が開始決定を取り消した東京高裁の決定を更に取り消して、審理が東京高裁に差し戻され、現在はその差し戻後の即時抗告審の審理が行われ、来年3月によろやく結論が出るだろうと見通しが立っています。

これまでの審理経過からおそらく再審開始決定が出るのではないかということが目されるわけですけれども、仮にそうだったとしても、最初の開始決定から8年が経っているわけですから、この間の袴田さんの人生がそれだけまた失われていったということを考えると、非常に大きな問題だということが言えると思います。その他にも、名張事件、日野町事件といった開始決定が一度は出ていながら、検察官の抗告によって審理がまだまだ続いている事件がいくつもあるという状況です。

また、これらの事件に共通して言えることは、21世紀以降、実は通常審のほうでは、公判前整理手続という手続が導入されたことによって、不十分ではあるのですけれども、検察官の手持ち証拠を開示させるという手続規定が整備されました。このことによって、どのような変化が起きたかという、通常審を審理する裁判官が、今まで見たこともないたくさん証拠が、実は捜査機関の中にはあるのだということを体感として知ったのです。ほとんどの再審事件というのは、裁判員裁判や公判前整理手続の導入よりも前の事件ですから、このような再審事件の中にも、おそらくそのように証拠が眠っている事件があるのではないかとそのような意識を裁判官が持つに至って、21世紀以降の再審では、裁判官が証拠開示の勧告や命令というものを出すことによって、再審の事件でも埋もれていた、捜査機関が持っていた無罪方向の証拠によって、これらが決め手となって再審開始・再審無罪に至るという事件が多く出てきました。

しかし、実は秀嶋副会長の説明の中にもあったとおり、再審の段階では通常審のような証拠開示の手続を定めた規定というのが存在しないのです。何しろ全部で19条しかありません。手続を定めているのは、445条に事実の取調べができると書いてあるだけで、どんなふうに審理を進めるか、どんなふうに証人尋問をやるか、どんなふうに証拠開示をするかということについては、全て裁判所の裁量に委ねられている。これは歴史的な経緯があって、実は今の再審法というのは、今の刑事訴訟法は1949年の施行なのですが、そのときに通常の裁判までは日本国憲法の理念に基づいた当事者主義への大規模な改正、移行とがされたのですけれども、上訴移行は、そのような改正が間に合わなかったために、現在の刑事訴訟法ではあるのですけれども、再審の規定は、大正時代の旧刑事訴訟法の規定が、ほぼそのまま踏襲されています。

この大正刑訴というのは、1922年の制定ですから、ちょうど今から100年前ということで、100年前からほとんど変わっていないという実情があります。そして、この大正刑事訴訟法の時代、旧刑事訴訟法の時代というのは、裁判所が主導となって、言ってみれば国家の威信をかけて、犯罪を犯したと思われる人を必ず処罰をするという仕組みだったものですから、裁判所の広範な裁量の下で裁判が進められていくという職権主義が採られていました。その規定が今もそのまま残っているの、先ほど言ったような手続規定がないまま審理が裁判所の裁量に委ねられているという、そのままの手続になっているわけです。

しかし、これは、先ほども言ったように、証拠開示が実現して、再審開始や再審無罪に至る可能性がある一方で、条文がないことから、証拠開示が進まず、冤罪が救われないというような再審の格差という問題を生むに至っているということです。

ですから、このような非常に古い一世紀も前の法律がそのままになっているということを是非ご理解いただいた上で、そして、何よりもこの再審の目的というのは、憲法の下で無実の人を救済する、無実の人を救う最後のセーフティーネットという、そういう崇高な目的が与えられたわけですから、その目的にかなうようせめて手続規定を充実させるということが実現されなければいけない。

そして、今、再審の当事者たちはどんどん高齢化していったって、原口アヤ子さんが95歳という話は会長からもありましたけれども、袴田さんも85歳、それから名張事件の元被告人はもうお亡くなりになってしまいましたけれども、妹さんが再審を継いでいて、この方も92～93歳というような年齢になっている。ですから、この再審の様々な手続規定の中でも、真実に近付くために一番必要な証拠の開示ということ、それから、いたずらに再審請求という第一段目の段階で審理が引き延ばされていく検察官の不服申立てという問題は、早急に解決しなければならないということで、改正課題の中でも特にこの証拠開示と検察官の抗告に関しては、本当に喫緊の課題として待たなしの状態、日弁連としても、日弁連を挙げて改正に取り組まなければならないということで、我々は日々活動をしているということです。

資料の最初のほうに、他の国の制度についても少し紹介させていただいています。日本のこの再審制度は一世紀にわたってほぼ変わっていないということをお話ししたのですけれども、他の国の誤判冤罪救済制度というのが、パラダイスだということをお願いしたいのではないのです。他の国では、誤判や冤罪があるとその原因を追及して、その誤判の原因追及の検証の結果を踏まえた制度改革というところに結び付いていっていると。ここに注目をしていただきたいということなのです。

日本の旧刑事訴訟法のルーツというのはドイツなのですけれども、ドイツでは、日本のルーツでありながら、1964年に再審開始決定に対する検察官の不服申立ては、立法で禁止しています。ルーツをやめていることを日本はまだやっているということになるのですけれども、ドイツでは裁判をやり直すかどうかを決めるだけの前さばきの再審請求という段階で、いつまでも時間をかけるのではなくて、やり直しの裁判の本番である再審公判のほう

で、公開の法廷で堂々と検察官が有罪立証をすればいいのだという発想から、再審開始決定については、検察官抗告できなくするということが、既に法改正で決まっています。

イギリスでは、いくつもの冤罪事件の経験を踏まえてC C R Cという第三者機関がこの誤判救済のために独立機関として機能しています。やはり通常の裁判所で自分たちの先輩がした裁判の誤りを認めるというのは、どの国でもハードルが高いということで、中立な第三者機関にこの役割を委ねていて、この機関があらゆる証拠を開示させて、判断をしていくという強力な手続を行っています。

アメリカでは州ごとに様々なので、なかなか一言で説明するのは難しいのですが、民間のイノセンスプロジェクトという、主にDNA鑑定等によって誤判を救済するという民間の団体の活動で現在では370以上の冤罪が判明したと、こういうような事実を受けて、最近の動きとして注目されるのは、検察庁の内部にこの誤判について検証をするという第三者も入れた機関を作る、C I Uという機関なのですけれども、これは検察庁の内部機関なので、この検察庁の内部に置かれた機関が、たくさんの今までの有罪判決に誤りがあったということを検証結果として公表するに至っているという動きがあります。

欧米の話だけをすると、欧米と日本は違うから、というふうに言われてしまいがちなのですが、実は日本の刑事訴訟法をお手本にして、刑事司法制度を構築した台湾や韓国も、既に日本をある意味肩越しで追い抜いて、改革に進んでいるということが重要だと思います。

2/36のところに紹介をしていますが、台湾ではもう既に2015年と2019年の二度にわたって再審法についての改正を行っています。例えば証拠を開示させて閲覧することとか、公開の法廷で証人尋問を行う、証拠調べを行うというようなことが、再審請求人の権利として明確に保障されるということが、最近の2019年の改正で台湾ではもう既に実現しています。韓国ではまだ法改正には至っていませんけれども、韓国には、過去時検討委員会と言って、過去にした検察官の過ちというものを検証するという委員会が、大統領直轄の下に立ち上がっていて、これがいろいろ調査をした結果、ある再審事件で行った検察官の抗告が、非常に機械的・形式的で不当であるという結論が出たと、こういうような様々なことを受けて、検察庁内部で検察官の不服申立てを慎重に行うようにという内部マニュアルが作られるということで、これがいずれは立法につながるのではないかとこのように言われています。

このように、他の国々は冤罪の経験から制度の改正というところに至っていて、ダイナミズムによって制度は変わってきているのですけれども、日本だけが今の刑事訴訟法だけからみても70年以上、旧刑訴から数えると100年という長きにわたって、この再審というところは、一度も改正がされていない。通常審のほうには裁判員裁判とか、様々な一文ですけれども、取調べの録音・録画とか、様々な改正が入っているのですけれども、再審については、本当に不利益再審とあって、本当は真犯人なのに無罪になった人をもう一回捕まえて有罪にするという手続だけが現行憲法の下で廃止されたほかは、何一つ変わっていない。

この現状を是非ご理解いただいて、喫緊の課題である証拠開示とそれから検察官の不服

申立ての禁止について、世論とマスコミを盛り上げて、国会に立法を決断させるということ
を私たちはしていきたいと思っておりますので、是非ご協力・ご理解をお願いしたいと思う
ところです。私からは以上です。

(秀嶋副会長)

秀嶋から1点だけ、資料の補足ですけれども、74-1-3は、今日ご紹介するだけに
なりますが、かなり細かい字ですけれども、元裁判官の方も交えての再審の現状と、
9/36頁辺りで鴨志田さんから紹介したドイツ法は1964年には検察官の抗告禁止、
抗告規定を廃止しているということや、ドイツでは証拠開示が通常審から全部見られると
いう状況、韓国、台湾に関して、どういうふうに改正されていったかということの流れの中
で説明している部分がありますので、是非ご参照ください。

(北川議長)

ありがとうございます。それでは、ただ今ご説明をいただいた件に関しまして、ご質問、
ご意見等、委員の皆さんから頂戴いたしたいと思っておりますので、ご発言の方は挙手をお願い
したいと思います。

井田さんからお願いします。

(井田委員)

ご説明ありがとうございます。井田と申します。質問なのですけれども、今のお話を聞いて、
まさに理屈では再審法の改正は本当に必要だなと。かつ、それが最近の課題ではなくて、
長く日弁連の皆さんも取り組んでこられたことなので、一体何を動かせば、どこを突
き崩せばいいのだろう。何が阻んでいるのだろうというのが、私もすごく見えにくくなって、
それで質問をしたいのですけれども、例えば今お話になりました80年代に4人の方が死
刑台から戻ってこられたと。それから、今世紀に入ってから、無期懲役の方が再審で無罪
になることが続いたということで、その方々にとっては、もちろん本当に人生の一大事だ
だと思いますけれども、一般の市民にとっても、自分ももしかしたらそうなったかもしれな
いと感じさせるには十分衝撃的なケースだったと思うのですけれども、それぞれ単に2つ
の時期をとった場合でも、国会というのは、特にそういう法改正に向けて動くということ
はなかったのでしょうか。

最後にご紹介になった資料を見ても、刑訴法を改正するとき昭和のはじめに、団藤先生か
ら直接聞いた木谷先生のお話として、「何か捜査と公判のところの改正作業で疲れちゃって、
再審のところは力尽きた状態でした」って、そうだろうって思ってしまうところでもあるの
で、せめて、もしそうだったのであれば、現代の私たちが、特に国会ですよね、立法に関し
ては、どんな役目を果たすべきなのかということを知りたいと感じました。

(鴨志田本部長代行)

ありがとうございます。私も、なぜ80年代の死刑4再審のときに法改正が実現しなかつ
たのかと思います。あのときがおそらく最高のチャンスだったのではないかというふうに
思うのですけれども、そもそも刑事裁判そのものが、一般の国民からはやはり遠いものとい

うふうにとられている。ましてや、それが冤罪となって三審制の下で確定してしまっ、再審にかかるということが、なかなか一般の人たちのイメージとして持ちにくいということでしょう。

もちろん冤罪というのは、誰の身にも降りかかる、例えば痴漢冤罪とか、万引きであったりとか、選挙違反といったような軽微な事件であれば、本当に誰でも冤罪に巻き込まれる可能性があるのですけれども、どうしても、著名な再審事件というのが、殺人とかそういうかなり重大な犯罪であるということもあってか、なかなか我がこととして一般の市民がとらえてくれないというところは、まず一つ原因としてあると思います。

それともう一つは、再審請求手続が非公開の手続、決定手続ということで、公開の法廷で審理が行われないので、一体何が行われているかということが、マスコミの方々も含めて非常に伝わりにくいということがあります。結論が出ると、再審開始とか、再審無罪というところは大きく報じられるのですけれども、どういうプロセスでそのような結論になったのかとか、そもそも誤判理由は何だったのかというような継続的なムーブメントというか、世論になかなかつなげてこなかったということが、一つの原因ではないかというふうに思っています。

一方で、なぜ、ここまで動かないのかということの最大の理由は、国側が、三審制で固まったということに対する法的安定性を重視して、この問題に消極的であることにあると思います。しかし、他の国では、やはり間違いは間違いであると認めてきちんと正すことに司法に対する国民の信頼の証拠があると考えているのに対して、日本では一度決まったことを変えないということが安定なのだというふうに思っているのではないのでしょうか。

これは、もしかすると、国民一般もそうかもしれないと思うのですけれども、こういうところがなかなか法の改正に結びつかない。我々ももちろん今まで説明不足というか、こういうことに対する問題意識をうまく分かりやすく伝えてこなかったということがあるのかもしれないかもしれませんけれども、そういう法的安定性という言葉のイメージや意味というものが、もしかすると他の国とは違って、そういうふうに捉えてしまっていて、保守的になっているということも大きいのではないかというふうに思う次第です。

(井田委員)

ありがとうございました。国会ですとか、政府の姿勢もそうなのですけれども、やはり一人ひとりの私たちが、今おっしゃったように、特に軽微な事件、万引きとか窃盗等、身近にある犯罪だと本当に他人事でないところから話していかないと、なかなか伝わりにくいのかなということは、そうかなと思います。ありがとうございました。

(北川議長)

他にいかがでしょうか。太田委員、お願いいたします。

(太田委員)

ご説明ありがとうございました。委員の太田と申します。私は井田さんのような専門記者じゃないので、門外漢のところがあって、本当に勉強させていただきました。この後進性た

るや驚くほかにないということですね。驚愕すべきものがありました。といいますのが、行政・立法に対します民主的統制というのは、やはり戦後の日本の民主主義の歴史の中で、私は少なからず進歩してきた部分があると思うのですね。しかし、司法の、特に刑事の世界における民主的統制というのが、どうも確立されていないようであるということを知りました。

今のご説明の法的安定性を理由にする政府の対応もそうですし、各国の事例を見ていて、やはり驚きますのが、公共機関であるC C R Cを立ち上げたり、アメリカにおいてC I Uというふうな、要するに独自検証を行えるという制度設計を向上させてきているという側面が強いと思うのですね。アジアの国・地域に関しましても、韓国が国家人権委員会というものをベースに法制度を変えていくというふうなところがあって、すなわち基本的人権を裏打ちする、司法や行政の制度改革に憲法の理念を流し込める、そういう役割を持った機能、そういう役割を持った当局というか、機関というか、それが内在しているわけですよ、国家制度の中に。

お聞きしたいのは、法的安定性という説明だけでは、要するに憲法が市民に担保している基本的人権と比較衡量の上においては、この法的安定性では到底説明できないと思うのですね。なぜ、こういうことが起きているのか。我々の政治に対する、先ほど市民から遠いというお話もありましたけれども、何なのか、という話なのです。我々の民主的な統制に対する考え方が弱いのか。それとも政治理念の問題ですね。政治というものは何なのか。行政というものが何なのか。権力というものが何なのか。それに対する我々市民、そこはマスコミも少なからず役割の不十分さがあると思うのですけれども、なぜ、こういう荒涼たる現実が創出されているのか。何かお気づきの点があれば、制度的な部分ではなくて、市民の政治に対する考えとか、理念とか哲学とか、逆に言いますと、こういった進化している国は何がドライビングホースになっているのかということをお聞きしたいと思います。

(鴨志田本部長代行)

ありがとうございます。おっしゃるとおり、やはり民主的な統制というのは、一つのキーワードなのです。アメリカもひどい冤罪が多い一方で、ちょっと前まで冤罪はあり得ないというふうに公式見解として言われていたような国なのですけれども、そういう中でC I Uが立ち上がっていった一つの背景は、実は検察庁のトップというのは、公選制なのです。選挙で選ばれるのです。ですから、まず、ここに民主的なコントロールが及んでいると。検察の透明化、手続の適正化みたいなことを公約に掲げた人が選挙で当選をします。そしてC I Uを作るといふ、こういう流れがあるということですね。

それから、台湾はいろいろ特殊な事情があって、中国との関係ということで、官民をあげて民主化を進めることが、国際社会でのアイデンティティにつながるという一つ大きな特殊な事情があるので、官のほうにも民主化ということに対するモチベーションが強いという事情はもちろんあるのですけれども、ただ、私、台湾の2019年当時の検事総長に単独でインタビューをさせていただいたことがあります。台湾に行って、最高検で。そのときに、

検事総長が、私たちは準司法官であると言っていました。要は、行政というよりも、公正中立な立場で真実を発見し、客観義務を負っているというところに我々のレゾンデートルがあると。検察とは違うのだと。そういう立ち位置をとることこそが、司法・検察に対する国民の信頼を勝ち得ることができるのだ、という強い信念を持っていました。

距離は1,300キロしか離れていないのですけれども、この距離でなぜこんなに違ってしまったのかと思います。元は日本と同じ刑事訴訟法のはずなのですから、そこにどんな原因があるのだろうということもお聞きしたところ、やはり権力というものに対する国民の不信、それは台湾の歴史の中で日本に占領されていた時代もあり、それから戒厳令が敷かれていた時代もあり、その頃に警察がきちんとした手続を経ずに、国民をどんどん処罰するというようなことが割と最近まであったということもあって、権力に対する国民の不断の監視の意識があるということでした。根底にあるのは、権力に対する不信なのですね。

それを聞いたときに、やはり一番大きな違いは、日本の国民は、これだけのいろいろな不祥事があっても、何となく権力というか、刑事司法に対する漠然とした信頼、根拠はないのですけれども、裁判所はちゃんとやっているだろう、警察・検察はちゃんとやっているだろうという漠然とした信頼を持ってしまっているということが、非常に大きな違いなのではないかと思います。

先ほどご指摘があったとおり、台湾というのは五権分立という日本の普通の三権分立とは更にいろいろと違って、総統府が一つあり、監察院というのがあって、日本の会計検査院とか、人事院とか、あれをもっと大きくしたような組織の独立行政機関があるのですけれども、この監察院に人権を侵害された冤罪被害者が直接救済を求めていき、この監察院の勧告によって検察庁がその人のために再審請求をするという流れが出来上がっていて、やはり直接人権を侵害された国民が個人として人権救済を求めていける機関というものが存在しているかどうかということも、大きな問題ではないかと思います。韓国には、先ほどご指摘があったような国家人権委員会があります。アメリカには一応連邦最高裁があり、欧州には欧州人権裁判所があるというような、そういった直接個人の権利を救済するための機関というものが、日本にはないということも一つの要因になっているのかなというふうに思います。ちょっと雑駁な回答になりましたけれども、以上です。

(太田委員)

ありがとうございました。大変よく分かりました。直接的に関係があるかどうか分からないのですけれども、私、普段外交とか安全保障を見ている記者なのですから、決して私は別にバイデン大統領とか岸田総理が言っているロジックが全て正しいとはとても思わないのですけれども、やはりこれだけ民主主義対専制主義という文脈の中で国際政治が語られていて、先週出た安保三文書もその話が全面に出ている。全面と言いますか、やはりある程度規定しているのですね。

すなわち、日本というのは法の支配、人権、民主的な価値観というところで、そういった同志国と一緒にいわゆる専制主義の国と対抗していこうという概念が出ている中で、足元

を見て、本当に私たちがそのコアリションには入れる仲間なのかと。そういう資格があるのかというふうな、何を申し上げたいかと言いますと、非常に重要な国内的な人権状況を改善する重要なお提言だと思うのですが、一つ、外的な要因、外から見て、外圧を利用するといったら変な言い方ですが、国際政治の文脈で見ても、本当に日本というのは、そういうことを言える国なのかと。恥ずかしくないですかと。こんな状況でということ少し頭の中に入れていただいて、政治家にそれを促していくと。ロビー活動をやるに際しても、市民会議としても何かできることがあれば、またご示唆をいただきたいと思えます。これはコメントです。どうもありがとうございます。

(北川議長)

秀嶋さん、よろしいですか。

(秀嶋副会長)

屋上屋になってしまうので、本当に短く2つだけお伝えしたいと思うのですが、今、太田委員が言ってくださったことに重なります。無罪推定があるのですが、被疑者段階からの人権がどこまで保障されているのか。可視化されているのかという問題。それから、名古屋刑務所の暴行事件が一部報道等されていて、詳細は省きますけれども、受刑者の人権もどこまで保障されているかという問題が大きくあって、刑事手続全体として人権保障をセットで考えていくべきことで、再審だけを切り離すのではない取組をしていかないといけないということをこの間強く感じているというのが1点です。

それから、国際社会では、11月3日に国連の自由権規約委員会が、日本政府に対し、国内人権救済機関がない、個人通報制度の選択議定書の採択をしてないことについて、勧告的な総括所見を出しています。この点も、政府から独立して検証したり、独立して権利保障を継続的に検証し、改善していくという仕組みが国内にないということを国際社会から指摘されていることの1つだと思っています。

(北川議長)

ありがとうございました。村木副議長、どうぞ。

(村木副議長)

本当に証拠開示のところをきちんとしないと、再審はどうしようもないなというのと、先ほどのお話の中で、再審請求審って公開できないのかなというのを強く思いました。一つだけ質問なのですが、4頁に書いていただいたように、再審請求審の話はできるだけ速やかに検討するという約束に附則でなっていたのですが、結局、刑訴法の録音・録画の改正をやったときの施行後の状況を検討して、さらに法改正が必要かどうかを検討するという、あの部隊の一番後ろに積み込まれてしまっていますよね。しかも審議会でなくて、まだ協議会の段階で、協議会はマスコミにオープンにならない状況でやっていて、これは私の偏見だと思いますが、ものすごくカタツムリのようなゆっくりしたスピードで審議が行われているという状況なのですが、別のトラックに進むというのは、もう不可能なのかということと、不可能だとしたら、さっき秀嶋副会長がおっしゃっていたように、刑訴法のもう一

回の見直しと一緒にしっかり項目をいくつかの綱を束ねて、でっかい束にして世論を起こしていくということになるのかなという、その当たりの戦略をどういうふうにかえたらいいか、教えていただきたいと思いました。

(鴨志田本部長代行)

ありがとうございます。もともと、附則9条3項に関しては、この問題を協議するための4者協議と言われている協議会というのがあります。4者というのは、最高裁、法務・検察、それから警察、日弁連です。ここがそれぞれ非公開でこのあり方を協議するというようになっていたはずなのです。2016年の刑訴法改正のときに。しかし、6年経っていますけれども、いわゆる正式な会合が一回開かれただけで、その後は分科会の形となっていますが、明確な成果が得られないまま、先ほど村木さんがおっしゃった9条2項のほう、改正が実現している可視化等の問題の見直しのほうに寄せて、その中に証拠開示も入れる形で進める可能性もあるとお聞きしています。

ですから、この4者協議において再審法の改正の議論を進めることは難しいという印象があり、刑訴法の改正ですから、もちろん最終的には法制審マターになるのですが、それよりも前に、再審法改正ということについては、超党派で議員連盟を作るといったような形で国会の中にムーブメントを起こして、そこから法務省を動かしていくといったような形でなければ難しいと思います。

もちろん刑訴法全体の改革という骨太のものをやるのも非常に重要ではあるのですが、先ほどから申し上げているとおり、証拠開示と検察官の抗告禁止は本当に喫緊の課題だというふうに考えているので、せめてその2つだけでも、まずは国会の議連の中でマターとして載せたいなというのは正直なところです。

(北川議長)

他の委員さん、よろしゅうございますか。では、この件につきましては、以上で終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

議題(2) 靈感商法等の被害の救済・防止に関する取組について

(北川議長)

第2の議題に移らせていただきます。「靈感商法等の被害の救済・防止に関する取組について」を検討していきたいと思います。

こちらにつきましても、まず日弁連執行部からご説明をよろしく願いいたします。ご説明は、芳野副会長、亀井事務次長、よろしく願いいたします。

(芳野副会長)

担当副会長の芳野と申します。よろしく願いいたします。

それではお手元の資料に基づきまして、現在、日弁連が取り組んでいるこの靈感商法問題について、ご説明させていただきます。

まず、資料の11/36以降です。関係省庁による旧統一教会問題相談集中期間の合同電

話相談窓口が始まったことに合わせて、日弁連としては無料法律相談のフリーダイヤルを設置いたしました。それが資料の32頁です。9月5日から無料相談窓口を設け、ここに電話をしていただくと、一旦連絡先を控えた上でコールバックさせていただいて、直接弁護士の相談につなげることができるという仕組みを作っております。この相談窓口なのですが、現時点で、延長を重ねて来年2月28日まで行うということが決まっております。

どのような相談が来ているかということについて、ご説明します。次の33頁をご覧ください。これが、毎日フリーダイヤルにかかってくる相談件数です。9月5日から12月16日までの70営業日の間に、1,044件、1,000件を超える相談が寄せられております。日々の相談件数が、ここの一覧表に載っておりますが、非常に特徴的だなと思っているのは、普通は、問題になると、最初のときにどっと相談が来てだんだん数が減ってくるのが多いのに比べて、今回は先週の12月12日から16日の週まで、50件を超える相談がありました。要するに、ずっとコンスタントに相談があるということが、この問題がいかに長く多くあったのかということがこの統計から分かるかなと思います。

次の頁をご覧ください。都道府県のどこから相談が来ているかという一覧表です。これを見ていただくと分かりますように、北は北海道から南は沖縄まで、都道府県の中で相談がない県はありません。概ね人口比に応じた相談がそれぞれの県であるということです。基本的には、靈感商法の問題は、地域差のない、全国的な問題として生じているということが、ここから分かります。

実際にフリーダイヤルの相談を受けて、日弁連としましては、この法律相談の集計・分析を行いました。それが17頁以降です。どのような相談があるかということ进行分析・統計化いたしました。これは第一次集計でして、9月5日から10月24日の段階までに報告が寄せられている389件について、分析いたしました。第一次としたのは、全て終わってからやっていたのでは、この時点での流れでは追いつかない。日弁連が集約している事実について、きちんと分析して世の中に発信することが、この問題に対する対応として必要であろうという判断から、まず第一次集計というふうな形で発表させていただきました。

21頁をご覧ください。靈感商法に関する相談ですので、別に旧統一教会に限ったわけではないのですが、相談の8割強、80.9%が旧統一教会に関する相談で、それ以外は19.1%でした。

次の頁をご覧ください。どのような年齢層が相談をしているかと言いますと、やはり50代から70代という層が、とても多いということで、旧統一教会に関する相談がこの世代に、50代から70代という壮年から高齢者の層に偏っていることがここからも分かります。

それから、24/36をご覧ください。相談の属性ですけれども、親族からが52.2%、被害者本人からが46.5%。被害者というのは、私が実際に被害に遭いました、これは信者として遭いましたというだけではなくて、家族である私もお金持っていけませんでした、という、本人からの相談として来たものは、被害者本人という括りになっておりますが、特徴としては親族の相談が多いということです。いわゆる普通の消費者相談であればこんなに親

族が多いということはないので、靈感商法系というのは、本人自身だけではなくて、親族からの相談、悩みが多いということがこの統計から分かります。

そして、次の頁、25頁をご覧ください。旧統一教会に関する被害の始期、いつから始まったのかというのが、最も多かったのが20年以上前から始まって、そして現在も続いているのが、26.9%、10年以内に終わったというのが22.7%ということで、20年以上前から始まり、それがずっと続いているのが多いというのが、この旧統一教会の被害の特徴です。

次の頁を見ていただけますか。次の頁は、それ以外、旧統一教会以外の靈感商法の被害者の相談ですけれども、ここは20年以上も前というのは、それほど多くありませんし、終わったのは10年以内というのが大半であるということからも、違いがクリアかなと思います。

次の頁をご覧ください。被害額がどのぐらいかという点です。弁護士会に回ってくる相談ですので、財産的被害に関する相談が非常に多くありました。その中で、旧統一教会に関する財産的被害の相談というのは、100万円以上から5,000万未満という層が65%近くを占めていて、さらに5,000万以上という層が10%。非常に金額が高いというのが、極めて特徴的です。その下の統一教会以外に関する相談の被害額を見ていただきますと、100万から1,000万未満というのが一番多いという形になっていますので、ここは極めて特徴的な違いがあると思われまます。

次の頁をご覧ください。どのような形で入信したかということについて、28頁に記載されております。路傍伝道という、その場で「手相見ますよ」というように路上でつかまえてというようなのが10%。個別訪問、自宅を回って行ってというのが17.5%。最も多いのはFF伝道です。これはファミリーとフレンド。要するに親戚や家族、友人からどんどん広がっていくというのが多いというのが、特徴的であるということが分かります。

不明の方が50%以上いますが、ご家族の相談とかだと、どういうふうにして勧誘されたか分からないこともありますし、最初の相談ですので、触れていないこともあるからですが、回答していただいてデータが取れたところでは、FF伝道が一番多かったということです。

最後に29頁、旧統一教会であることを隠して勧誘されましたか、という質問に対しては、隠して勧誘されたというのに該当するというのが39.8%、非該当が3.2%ということで、最初の入口のところで旧統一教会であることが隠されて勧誘されていると答えた人が多いということが分かっています。

こういう形での一次集計をまとめまして、これを今年の11月に発表いたしました。その上で、15頁にありますように、新しい法律の閣議決定に合わせて、こういうデータがあるのだから、しっかり審議していただきたいという内容の会長声明を発出しました。12月1日に閣議決定された2つの改正法と1つの新法、靈感商法に関する法律は、12月10日に臨時国会で可決・成立されたということで、11～12頁にあるとおり、これを受けて再度会長談話を発出させていただいております。ここに、現在の日弁連の考え方というのが示さ

れております。基本は、法律は2つ改正され、1つができましたが、課題はものすごく多く、これで終わってはならないだろうということです。かなり短い期間に大急ぎで作られた法律であるがゆえに、やはり事実・実態を把握しているのか、そしてそれがちゃんと救済になるのか、検証されているのかというところが、これからの大きな課題になると考えています。

ということで、その点の課題について、12月14日に会長談話を発出させていただきました。

以上が、日弁連の靈感商法に関する取組です。ありがとうございました。

(北川議長)

どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆さんからご意見、ご質問を頂戴したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

(河野委員)

日本消費者協会の河野と申します。ご説明ありがとうございました。靈感商法というのが、私たち消費者分野にいる人間にとってみると、先ほど20年前からという被害申告があるというお話でしたけれども、それ以前からもずっと連綿と続いている大きな問題でして、その都度、消費者契約法ですとか、消費者関連の法律の改正検討のたびに、この分野に対して何らかの手立てができるのではないかとということで、弁護士の方々のお力も借りつつ、いろいろな提案をさせていただいてきておりましたけれども、やはりその都度、こちら側の願いが叶わず、現在まで放置の状態だったなというふうに思っております。

今回の元首相の殺害事件で、改めてこの問題の根の深さといいたいまいしょうか、実は子や孫の世代にまで影響が及んでいたことに、本当に暗澹たる思いでして、今回の根っこに当たる部分が始まった時代から、何らかの対応をしていればと本当に残念なと言いましょうか、不甲斐ない思いがあります。本当に大きな事件になり、世の中の注目を浴びたということで、今回の法改正にまでつながった。やっとここにきて、この問題が皆さんに考えていただけることになったのかなと思っております。

先ほどは、専門家のお立場から、まだまだ法律には十分でないところがあるということでした。私たち一般の国民からすると、その辺りは判断がつかねるところですから、これからの具体的なまわりからの声をしっかりと分析していただいて、どこに手を差し伸べれば救済につながるのかということも含めて、日弁連の皆様、それから弁護士の皆様には、本当に大きく期待するところです。

おそらく、今、例えば村木先生等も中心になって関わっていらっしゃると思いますけれども、孤独・孤立ということ、かつてはこれが社会の中心関心事とはなり得なかったこと、しかし、今世の中で起こっている様々なことの根っこにはやはり孤独とか、孤立とか、それから生きていく上での不安とか、そういったところ、人間は誰でも持っている弱いところにつけ込むことによって、様々な悪質な事例が起きているというふうに思いますので、是非原因とか、その辺りに踏み込んだ形で法律家の先生方には、今後の対応に期待したいと思います。

消費者団体も、遅ればせながら、やはりこの間、この靈感商法の問題は、無理かもしれないね、みたいな形で、実際契約書があるようなより解決しやすい問題だけに集中してきましたけれども、改めて契約書が存在しないような、でも間違いなく被害が生じていることに対して、しっかりと対応していかなければと思っております。どうぞよろしく申し上げますというのが、私の意見の中心でございます。

(北川議長)

芳野副会長、どうぞ。

(芳野副会長)

先ほど、ここからスタートだと申し上げました。今、日弁連でワーキンググループを作って、どんな提言をすべきか、もうちょっと腹を据えた、きちんとした提言をしていきたいと考えております。事実を前提にしないといけないだろうと思っておりますので、分析も今後また続けていった上で、先ほど言われた原因に踏み込んだ内容になるべく迫れるように、全体を見渡したご意見を出させていたいただきたいと考えております。本当に力になりました。ありがとうございます。

(河野委員)

ありがとうございました。消費者団体にも是非お声をかけていただければ、何らか私たちも活動に繋げたいと思います。ありがとうございます。

(北川議長)

ありがとうございました。他にどうぞ。吉柳委員お願いします。

(吉柳委員)

ご説明ありがとうございました。質問というか、意見を述べさせていただければと思うのですが、まさしく河野先生もおっしゃったように、見ていて、長年の問題があったことは、昨年元首相が亡くなったことをきっかけに、どこまで変わるのかなという印象を持ちました。私はPRが生業なので、メディアとかをずっと見ていたのですが、前半、毎日報道されているときは、某ジャーナリストの方がテレビに出られたときに、政府との癒着ですとはっきりおっしゃったら、毎日テレビに出ていたのに、次の日から出なくなったのですよね。そのときに、これは十何年前のときと同じように、一回話題になるけれども、法改正とか政治家の癒着まで昇華しないかもしれないというところの危機を感じたのですが、今回はやはりいろいろな時代の流れが変わるといって、世論のほうが勝つという、ボトムアップのほうが法改正までにつながるといって、メディアの方もいらっやいますけれども、結構テレビが付度しなくなり、毎日報道が過熱されて、どちらかというと世論が勝ったなというところが、法改正までつながったところのきっかけになったかなというふうに、個人的な見解では見えていました。毎月相談件数が減らないのですとおっしゃっていたのは、まだまだ毎日のように報道されるトピックであるので、それが今年の流行語テーマのように、今年のテーマで終わらないように、ずっと皆さんの関心事であり、自分ごと化されて、駆け込み寺になるような方が増えるというところの一つの要素なのではない

かと思うので、是非おっしゃっていたように、まだ急速にできた法律なので、現状に合っていない部分もあるだろうというところをまさしくチューニングしていくというところが、実際困った方を救っていく方法だと思うのですが、その世論の熱を冷まさせないという活動を、こういった毎月の件数とかを継続して広報されて、ずっと世の中の関心事であれば相談の数も増えると思いますし、実際、どんな困りごとがあるのかということも、先生方の参考のアクションになってくるかと思しますので、是非その新しい活動とかも継続もいただければなと思いました。ありがとうございます。

(芳野副会長)

ありがとうございます。法律ができたから禊が済んだ、ということで終わってしまったのは絶対いけないと思っています。2年後見直しの規定が入っていますので、2年後の見直しまでの間に、ちゃんと実態を把握して、それを世論に訴えかけ続けていくこと、それがとても重要だと思っています。本当にありがとうございます。

(北川議長)

ありがとうございました。どうぞ、他の方、ご意見いただけたらと思いますが、よろしいですか。井田委員、お願いします。

(井田委員)

ご説明ありがとうございます。アンケートのところで質問なのですが、22/36のところ、相談者の年齢層は50代以上の方がかなり多い、ほとんどを占めるのだなということを感じますと同時に、それは被害が圧倒的にそうした中高年の人に集中しているのか、もしくはこういった相談の手段があるよということを若い方々はあまりご存じない、もしくは相談するのをためらってしまうみたいところで相談されないのか、どちらなのか、両方なのか。どのように考えたらよろしいのでしょうか。

(芳野副会長)

私たちの分析では、被害額がすごく大きいことと相まって、この層が狙われているのだろう、それなりに資産がある人たちをターゲットに絞っていろいろな勧誘を行っていった構図が、こういう結果になっているのではないかと考えています。こちらのフリーダイヤルも、最近の若い人は電話は使わないので、Webでの受付もしているのですが、それほど伸びませんでした。電話のほうが多くて中高年者でWebが使えない人たちのほうが相談したいという人が多かったのだと、少なくともこの問題に関しては考えています。

ただ、靈感商法全体で言いますと、占い商法ですとか、今はWebを使った靈感商法がとても多く、被害が多いので、若い人たちにもそういう被害広がっているというのは実態としてあります。今回のフリーダイヤルはやはり旧統一教会にかなりターゲットを絞っているようにはなっているのですが、別にそれを限定しているわけではありませんけれども、そういう人たちが掛けてくるのが多かったのだと、こういう結果になっていると思うので、若い人たちに対する情報発信と情報集めというのは別途必要だなどは思っています。

(井田委員)

ありがとうございました。多分自分の親世代、自分のおじいさん、おばあさんとかもあるのかもしれないですけども、もしかしたら悩んでいる若い人とかもいるのかななどと思っただけです。Webとかは確かにそのほうが相談しやすい人というのもしらっしゃるかと思いますが、続けていただけたらと思います。ありがとうございます。

(北川議長)

ありがとうございました。他にご意見いただけたらと思いますが、いかがでしょうか。太田委員、お願いします。

(太田委員)

太田です。11/36の会長談話を拝見しております。これって非常に根源的な要素が書かれていると思います。特に上から4行目、「これらの課題を残すこととなったのは」のくだりです。自己決定権、宗教活動の自由は、憲法で保障された人権であるところ云々というところで、最後に、この点の議論も不可欠であるというふうに書いておられるのですが、この議論を行っていくフォーラー、どういう場面、どういうアリーナを想定されているのかというのを少しお聞かせいただきたいです。

と言いますのが、国会議員も一部こういうことをおっしゃるわけなのだけでも、2年後の見直しといっても、別に常設の委員会が国会に設けられて議論するわけでもなく、他の案件も多くて、結局2年経ってどうしましょうかということになりかねないわけなのですね。そうしますと、これってやっぱり内心の自由であったり、ここに書いておられる自己決定権、宗教、この信仰の自由という問題と国家の介入ですよね。ただ、カルト的な宗教を騙る組織が、公共の福祉を害してはいけないわけであって、その辺のバランスというのが、非常に問われてくる問題であって、これは、私は今回の国会の審議等をそんなに深く取材しているわけではないのですが、性急に過ぎる部分も正直あるのかなと思います。このご指摘の部分で根源的に議論していかないと、根本的な問題の解決というのには至らないのではないかと、この議論も不可欠であるとおっしゃっているフォーラーといいますが、アリーナ、これは何を想定されているのかということをお聞かせいただきたいです。

(芳野副会長)

大変厳しい点を突かれたなと思います。確かにそのとおりだったと、かわいそうだけでは絶対終わってはいけない、被害に遭っている人を置き去りにしてはいけない、しかし、もっと広い視点が必要だ、という辺りをどこでやるのか、どう設定していくのかということだと思っています。とりあえず日弁連の中では、ワーキンググループを作りました。靈感商法というぐらいですから、今までは消費者問題対策委員会が中心になってやっていたものを、ワーキンググループでは消費者委員会と子どもの委員会と人権擁護委員会と憲法と民暴という、いろいろな分野をやっている弁護士をメンバーに加えて、多角的な検討をした上で、日弁連としては発信をしたいなと思っていて、その議論を始めたところです。

まずは、日弁連の中から、どういう問題提起ができるかを検討した上で、それから次のフ

エーズの段階に行くときに、世間にもここは考えてほしいということを提案していきたいと思っています。その先にどうやってセッティングするのかというのは、またそこから先の宿題、大きな課題だと思っています。本当にありがとうございます。

(北川議長)

浜野委員、お願いいたします。

(浜野委員)

信州大学理事の浜野と申します。今日、大変重要な議題2つを拝聴していきまして、いろんなことを知らなかったということが改めて分かりました。

例えば、再審の手続につきましては、手続規定がないとか、そういったところまで分かっておりませんでした。靈感商法に関しましても、安倍元総理のああいって事件がなければ、先ほど来皆さんがおっしゃっているように、自分ごととして捉えるような機会がなかなかなかった。被害に遭っていらっしゃる方がいるということは分かっているのですけれども、そういった切実感がなかったと改めて思ったところです。

私たち世代の人間は、まだテレビや新聞等でそういった課題を目にするような機会がありますし、若い世代の方はネットとかいろいろなところから情報を得られるのだと思うのですけれども、広く様々な世代の方々に自分ごととして考えていただくような機会を、先ほどアリーナとかフォーラーという言葉で太田委員もおっしゃいましたけれども、そういった機会がいろいろなところでたくさんないと、なかなか深く考えていくようなことが少ないのかなというふうに感じております。

日弁連の方も情報発信はたくさんされていると思うのですが、機会がありましたら、この市民会議の皆様とも一緒にもっと深く議論して、結局国会の中にムーブメントを作る議連とか、先ほどの再審の手続等もそうですが、真に迫っていくようなところでまで届くような情報発信をしていければと思いました。

(北川議長)

ご見解があればどうぞ。

(芳野副会長)

ありがとうございます。一緒に頑張らせていただければ大変ありがたいです。本当にありがとうございました。

(北川議長)

他はいかがですか。村木副議長、どうぞ。

(村木副議長)

今日のこの調査から少しはずれるのかもしれませんが、靈感商法なので、多分経済的な被害のことだろうと思うのですけれども、ここで被害者本人からご相談が来ているというのは、多分もう抜けられた方が多いのですよね。相談ができるぐらいになっているので、この周辺というか、根源にある、家族をこの団体から抜けさせたいとか、あるいは婚姻を解消したいとか、こういう相談っていうのは今どこへ行っているのかとか、その周辺とか背景

のところを持っていらっしゃる情報があれば、教えていただきたいと思ったのですが。

(芳野副会長)

24/36をご覧くださいますと、この相談のところで親族が52.2%いらっしゃいます。この親族は、おそらくご家族が信者になってしまったりとか、逆に、だから離婚したいという人もいるかもしれませんし、親子の関係の人もいるかもしれないので、そういう意味で言うと、相談が来ているかなと思っています。

ただ、27頁で、財産的被害がとても多いのですね。信仰二世の問題とか、その問題は、もしかしたらですけれども、関係省庁による合同相談ダイヤル経由で来ている人が多いので、それは弁護士会ではないところに振られている可能性があるかなと思っています。信仰二世のいろいろ問題がそんなに少ないはずはないと思うのですが、ちょっと日弁連のデータとしては出てきていないのですが、それがどこに相談として寄せられているのか、私たちも非常に気になっているところです。

(小林会長)

村木先生のホームグラウンドであった厚労省等の相談にも振り分けられている可能性はあるような気がしますね。

(村木副議長)

ありがとうございます。この役所のほうの相談、はじめて違う省庁が同じ相談室で電話を受けているという、もう有史以来はじめてと聞いていますけれども、分かりました。そこからも情報を取ってみます。ありがとうございます。

(北川議長)

よろしゅうございますか。会長、どうぞ。

(小林会長)

太田委員が先ほど指摘されたアリーナ、どこを想定しているのですかという点は本当にとっても大事なご指摘だと私も思っています、会長談話の中でも特記したのです。国会の議論でも、今回の新法の4条に禁止事項ということで6項目ありますよね。退去しなかった、連れていかれたけれども、勧誘はやめてください、退去してください、あるいは連れていかれて、退去しようとしたら妨害されたとか、様々なところで6つの禁止事項が書いてある。しかし、寄付するにしたって、マインドコントロールされていて喜んで寄付するわけだから、内心の問題に踏み込まなければこの問題の本質に迫れないということで、政府は内心に踏み込もうとしたわけですね。

だけれども、いろいろな考え方もあって、内心の問題に踏み込むということには躊躇する考えも実はあったと。そこで出てきたのが配慮義務です。新法の3条ですね。その中には、3つほどありますね。自由の意思に基づかないで意思表示をさせてはいけないとか、そういうようなことが書いてあるのですが、これが不十分だということでいろいろ議論になりました。あるいは禁止事項にすべきだということで、野党からもそういう意見があったと思います。やはりこのときの議論として、弁護団の皆さんが何を言ったかということ、やはりフラ

ンスの反セクト法、・カルト法、あの中で9項目か10項目ほど書いていて、カルトを認定する要件みたいなものをある程度踏み込んで、そういう意味ではあその議論というのは参考になっているし、弁護団の人たちは、ここに踏み込んでくださいということをずっと言い続けていたと思いますね。ですから、あれはとても参考になったのではないかなというふうに思っております。

じゃあそこで、今後どこで議論していくのかということになると、なかなかこれ難しいので、本当はどなたかおっしゃっていましたが、浜野さんですかね、こういった問題に国会議員等有識者とか、そういった人たちが合同で何か有識者の会議のようなものを立ち上げて、信仰と家族というそういう大きなテーマでやはり継続的に議論していくということは必要ではないでしょうか。そんな印象を持っているところです。

(北川議長)

よろしいですか。太田委員、どうぞ。

(太田委員)

問題意識は私も全く同感でして、これは極めて学際的な議論が必要であって、法律、政治学、憲法、社会学、いろいろな先生方の専門分野があると思うのですが、国家と個のありようを規定していく非常に大事な問題であるという大きな括りで、最初の実は鴨志田先生らのご説明があった司法への民主的統制ということとも通底するテーマであって、どうすることがこの国の民主主義を鍛えていくかという観点からも議論が必要なテーマだと思っております。是非そういう、今会長がご提案されたような議論の場が、やはり政治が関心を持つような格好で作っていけるかというのがこれからの課題であって、なかなか一過性のものでありますから、すみません、こんなことを言ったら怒られちゃうのですけれども、マスコミも当てにならないところがあって、ワートと燃え盛っているときは報道するのだけれども、日本の行政もマスコミもフォローアップがへたくそでして、そこの仕掛け作りをどう考えていくかというところが、非常に重要かと思いました。

(北川議長)

他はよろしゅうございますか。それでは、長時間ご審議をいただきましてありがとうございます。本日の検討の議題は、これで終わらせていただきたいと思います。

議題(3) 次回の日程について

(北川議長)

次回の第75回の市民会議につきましては、既に内定の通知をさせていただいております。2023年3月14日火曜日、午後3時から午後5時に開催させていただきたいと思っておりますので、委員の皆様、ご予定をいただきたいと思います。

5. 閉会

(北川議長)

それでは、本日の予定した審議を終了いたしたいと思いますので、これをもって終了いたします。どうもありがとうございました。

(了)